

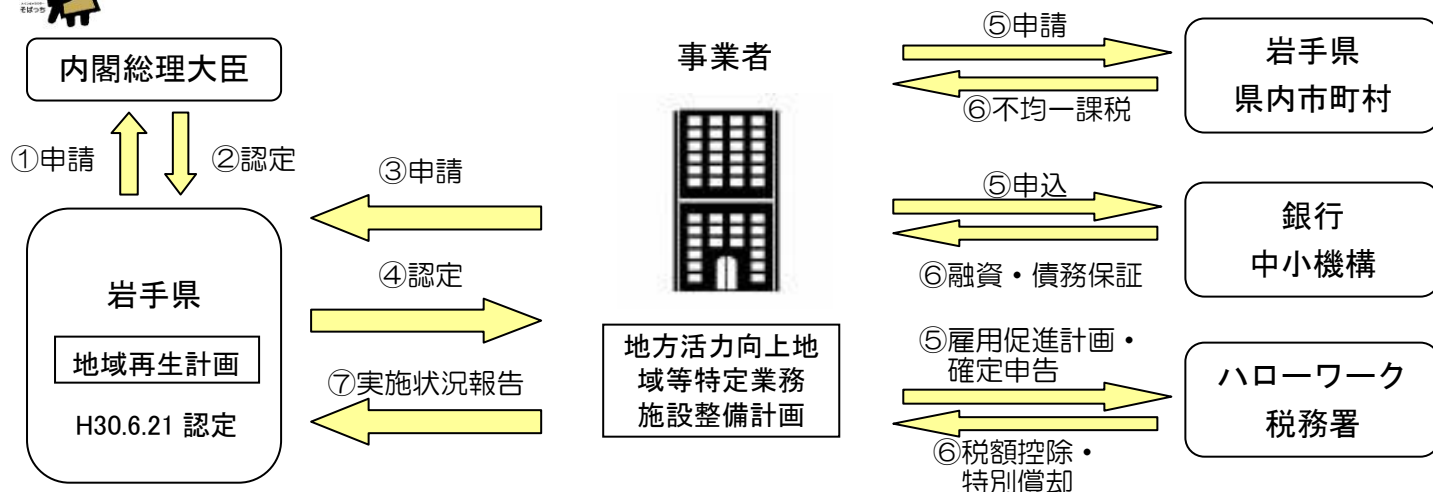


# 本社機能の移転・拡充への支援のご案内

岩手県で本社機能の移転や拡充を行う事業者の皆様が「**地方活力向上地域等特定業務施設整備計画**」の認定を受けた場合に、課税の特例等の優遇措置を受けられます。



## 事業スキーム



※税制特例等優遇措置を受けるには地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の他、それぞれ手続きが必要です。



## 認定要件

1 県計画に定める対象地域において、「特定業務施設」を整備（新增設、賃貸借又は既存施設の用途変更）すること。

【特定業務施設】とは、次のいずれかに該当する施設です。※ 工場や営業所等は含みません。  
（但し、工場内の研究開発施設は対象）

### ① 事務所

複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うもの

業務部門	具体例	詳細説明
調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発やプログラム作成等を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）
研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む）
国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門

② 研究所：事業者による研究開発において重要な役割を担うもの  
 （事務所以外の場所において研究開発を行う部門を含む）

③ 研修所：事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

2 特定業務施設において常時雇用する従業員が5人（中小企業は2人）以上増加すること。

（移転型事業（裏面参照）の場合、過半数が東京からの移転であること、又は、初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること）

3 事業期間が県計画期間内（H34.3.31まで）であること。

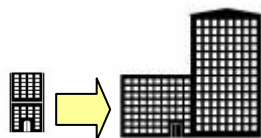


## 税制特例の概要

(H32. 3. 31 までの認定が必要です)

### 拡充型

地方にある企業の  
本社機能の強化・拡充



【例】

- ・岩手県に本社を置く企業がその本社を増築
- ・東京 23 区以外に本社を置く企業が岩手県に移転

### オフィス減税

建物等の取得価額に対し、  
**特別償却 15% または 税額控除 4%**

【適用対象】 事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設の建物、建物附属設備、構築物

【取得価額】 2,000 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）

【限度額】 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%

### 雇用促進税制

雇用促進税制の諸要件を満たした場合は、特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり **税額控除**

(法人全体の増加雇用者数を上限)

① 法人全体の雇用者増加率が 8% 以上の場合

**1 人あたり 60 万円**

② 法人全体の雇用者増加率が 8% 未満の場合

**1 人あたり 30 万円**

【適用要件】 適用年度中の特定業務施設の雇用者 2 人以上増加 等

【限度額】 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額等の 20%

### 移転型

東京 23 区から  
本社機能に移転



【例】

- ・23 区に本社を置く企業が岩手県に新社屋を建設、本社移転
- ・岩手県に主力生産工場を持つ企業が岩手県に研究所を新たに建設し、23 区本社から研究開発機能を移転

### オフィス減税

建物等の取得価額に対し、  
**特別償却 25% または 税額控除 7%**

【適用対象】 事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設の建物、建物附属設備、構築物

【取得価額】 2,000 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）

【限度額】 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%

### 雇用促進税制

雇用促進税制の諸要件を満たした場合は、特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり **税額控除**

① 法人全体の雇用者増加率が 5% 以上の場合

**1 人あたり 60 万円**

(法人全体の増加雇用者数を上限)

② ①に加え東京 23 区からの移転者を含む当該特定業務施設の当期増加雇用者

**1 人あたり 30 万円の税額控除を追加**

(②は雇用を維持していれば最大 3 年間継続)

【適用要件】 適用年度中の特定業務施設の雇用者 2 人以上増加 等

【限度額】 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額等の 20%

※雇用促進税制を活用するには、別途ハローワークに対して雇用促進計画を提出し、達成状況の認定を受ける必要があります。



## 岩手県独自の支援制度

(H32. 3. 31 までの認定が必要です)

### 拡充型

- ① 不動産取得税の税率を **1/10 に軽減**
- ② 県固定資産税の税率を **3 年間軽減**  
(1 年目: 1/10、2 年目: 1/3、3 年目: 2/3)

【適用対象】 減価償却資産

【取得価額】 3,800 万円以上（中小企業者 1,900 万円以上）

### 移転型

- ① 事業税を **3 年間課税免除**
- ② 不動産取得税を **課税免除**
- ③ 県固定資産税を **3 年間課税免除**

【適用対象】 減価償却資産

【取得価額】 3,800 万円以上（中小企業者 1,900 万円以上）

※市町村固定資産税についても、軽減措置を検討している市町村がありますので、該当市町村にお問い合わせください。

お問合せ先

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 企業立地推進担当  
電話 019-629-5560 E-mail AE0004@pref.iwate.jp

